

令和4年3月泉南市農業委員会定例会

令和4年3月9日 午後1時30分
水道庁舎 3階 会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	藪内 與四男	宮内 栄作
杉野 榮一	東 和宏	池上 安夫
宮下 明	森谷 豊	中野 吉次
上野 寛治	馬場 定夫	田中 一寿子

(推進委員)

戎野 繁	山本 芳男	吉積 弘行
角辻 健二		

・欠席委員

(農業委員) 伊藤 喜久 田中 秀和

(推進委員) 岩本 和男 西浦 賢二

事務局 それでは定刻を少し過ぎましたが、ただ今より令和4年3月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、伊藤委員、田中秀和委員より欠席の届出が出ております。また、山下委員より遅刻の届出が出ております。出席委員については、現在14名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、岩本委員、西浦委員より欠席の届出が出ておりますので、本日の出席は4名となっております。

それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会長 皆さん、ご苦勞様でございます。何かとお忙しい中、泉南市農業委員会3月定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

テレビを観ても、新聞を観ても、連日ウクライナとロシアの戦争についての報道で、コロナの報道が少し下火になっていると感じております。コロナの陽性者の人数が若干減ってきたように思いますので、まずは

会 長 安心している所でございます。
また、暦の上では啓蟄と言いまして、いよいよ春に近づいて参りました。農作業で忙しくなるかと思いますので、皆様には健康に十分留意していただきたいと思います。
それでは、本日は議案が2件、報告案件が2件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。
泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3番 藪内委員、14番 田中一寿子委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和4年議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第6号7件について朗読する。議案第6号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1、3、4につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 3月2日に事務局の方と現地確認してまいりました。
No. 1とNo. 3につきましては、地図のとおり細長い綺麗な形の田んぼでいずれも綺麗に耕作されておりました。水稻を作っておりますので、今年もその予定だと思います。
No. 4につきましては、うすいえんどう他、野菜が植わっております。問題ないと思います。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2、5につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員

3月3日に事務局の方と現地確認に行ってきました。

No. 2につきましては、譲受人が譲渡人の隣に田んぼを所有しているという状態で、ひと続きの田んぼになるので譲り受けるという事です。現状はまだ、べた鋤きのままで何も植えていない状況です。

No. 5につきましては、①番はミカンを数本植えて、端に野菜を植えています。②番は家庭菜園の方が作っているという状況ですので特に問題ありません。

事務局

ありがとうございます。続きまして、No. 6、7につきましては、担当地区委員が遅刻しておりますので、代わりに事務局から報告させていただきます。

No. 6につきましては、譲渡人と譲受人は姉弟です。当該農地については、従前から譲受人が耕作しており、財産整理の為に所有権移転するものです。現況は青ネギを栽培しております。

No. 7につきましては、進入路が無く遊休農地となり、隣接する住宅地の住民から苦情を寄せられた為、譲渡人から斡旋依頼があった農地です。地区委員に相談し、隣地農地所有者に声をかけていただきましたが、だれも購入希望者がなく苦慮していたところ、譲受人に引き受けていただくことになり所有権移転するものです。

事務局

No. 1から5につきまして補足説明させていただきます。

No. 1については、生前贈与です。この地域において地区計画が行われるため、譲受人は高齢であり、事業者との交渉が困難と考え、息子名義するものです。

No. 2については、譲渡人は自己破産しており、財産処分に当たり、管財人の斡旋により農地購入資格者である譲受人が購入するものです。

No. 3については、生前贈与です。この地域において地区計画が行われるため、資産管理上、譲渡人の持分の3/4を妻と息子2名に所有権移転するものです。

No. 4については、譲渡人と譲受人とは兄弟です。当該農地については、譲受人の住居を通過して耕作しておりましたが、財産整理のために所有権移転するものです。

No. 5については、主たる従事者である譲渡人の主人が亡くなり、令和2年11月に名義変更された農地です。譲渡人は、77歳と高齢であり、営農意欲も無く、農地整理の為に所有権移転するものです。譲受人は、隣地に果樹農地を所有しており、規模拡大を行うものです。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 推進委員のご意見は何かございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第6号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおりする許可することといたします。

会 長 続きまして令和4年議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和4年議案第7号3件について朗読する。議案第7号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 農地の半分くらいはいろいろな作物を作っております。あと半分は、昔からあるたばこ葉の乾燥小屋でした。それが、数年前の大きな台風で瓦が全部とんでしまい、その処分にかかり、昨年やっと整地が終わりました。これからいよいよ耕作を始めようとした矢先に、被設定人より場所が必要なので土地を貸してほしいとの依頼があったそうです。特に問題はございません。

事 務 局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 3月5日に現地確認してまいりました。以前にも譲受人の資材置場の現場確認に行ったのですが、今回の申請地は更に川側で、去年見た時には、田とはいえ草が生い茂っている状況でしたが、綺麗に草刈りをされていまして、資材置場には適する土地かなとは思いますが。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 3につきましては、〇〇委員が欠席の為、事務局より説明させていただきます。

No. 3につきましては、財産放棄された農地で、現在は遊休農地となり草が生い茂っている状況です。買受人は、太陽光パネル設置施工を行う法人であり、申請地を露天資材置場として整備するものです。太陽光パネル設置に必要な足場材30t、ブロック基礎10t、鋼管等20tを置く予定です。地元水利組合には、協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。

事務局 引き続き、議案第7号につきまして補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、被設定人は、近畿自動車道跨線橋耐震工事を行う法人です。工事期間については、令和4年5月1日から令和8年8月末までの4年4か月です。工事期間中、申請地を露天駐車場として整備し、工事完了後には畑に復元するものです。隣の雑種地に工事事務所を置き、当該地を職員用駐車場として利用する予定です。駐車台数については、職員用乗用車5台、来客用に2台を確保する予定です。地元水利組合には、協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。

No. 2につきましては、譲受人は、建設業を営む法人であり、現在使用している駐車場と資材置場が手狭となっており、申請地を露天駐車場兼資材置場として整備するものです。駐車台数については、ダンプトラック6台、バックホウ2台を置き、資材置場には、一時仮置きとしてコンクリートガラ100m³を置く予定です。地元水利組合には、協議済みで同意も頂いており、併せて大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第7号は原案どおり承認して
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第7号に賛成の方は挙手をお願いします。
ます。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり
許可することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和4年報告第5号「農地法第5条第1
項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第5号2件について朗読する。報告第5号につきまして、
事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、譲渡人と譲受人は議案第6号No. 5と同一
です。主たる従事者である譲渡人の主人が亡くなり、令和2年11月
に名義変更された農地です。譲渡人は、77歳と高齢であり、営農意欲
も無く、農地整理の為に所有権移転するものです。譲渡人は今回の所有
権移転をもって土地改良区組合から脱退することになります。

 No. 2につきましては、譲渡人は、85歳と高齢であり、営農意欲
も無く、農地整理の為に所有権移転するものです。譲渡人は今回の所有
権移転をもって土地改良区組合から脱退することになります。譲受人は、
この地区の住宅開発を考えており、一時、建築資材置場として利用する
ものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質
問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第5号を
終了します。

会 長 続きます、令和4年報告第6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和4年報告第6号2件について朗読する。報告第6号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、2月21日に〇〇委員と現地確認を行っております。季節野菜の栽培を行ってまいりました。

No. 2につきましては、2月22日に〇〇委員と現地確認を行っております。軟弱野菜の栽培を行ってまいりました。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして3月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、4月8日（金）場所は、市役所本庁2階 大会議室です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時05分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和4年3月 泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____